

滋賀大学経済経営研究所ディスカッションペーパー発行内規

(目的)

第1条 滋賀大学経済経営研究所（以下「経済経営研究所」という。）は、リスク研究には各学問分野を横断した、また、国際的な交流を必要とすることから、その成果公表手段として、ディスカッションペーパーシリーズ（以下「ディスカッションペーパー」という。）を発行する。

(構成)

第2条 ディスカッションペーパーは、論文ないし調査研究報告1点から構成され、発行の都度通し番号を付ける。番号の基準はE（英語）・J（日本語）の2つのカテゴリで構成される。

(発行)

第3条 ディスカッションペーパーは、原則としてディスカッションペーパー発行予算内で、年に複数点発行するものとする。

(編集委員会)

第4条 ディスカッションペーパーの編集・発行・配布に関する事項は、編集委員会が担当する。同委員会は、経済経営研究所運営委員で構成する。

(執筆者)

第5条 ディスカッションペーパーに投稿できる者は、原則として、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教員（経済学部（附属施設含む。）、データサイエンス学部及びデータサイエンス教育研究センターに所属する専任教員）
- (2) 名誉教授（経済学部及びデータサイエンス学部）
- (3) 一般（大学院経済学研究科及び大学院データサイエンス研究科博士後期課程修了者）
- (4) 学生（大学院経済学研究科及び大学院データサイエンス研究科博士後期課程に在籍する学生）
- (5) 経済経営研究所客員研究員

2 共著となる場合は、前項第1号に規定する資格者が1名以上含まれることを条件とする。

(英文校閲費)

第6条 ディスカッションペーパーとして投稿される論文が英文の場合、執筆者の申請に

より英文校閲費を経済経営研究所が別に定める英文校閲費支弁の基準に関する合意事項により支弁する。

(経費)

第7条 ディスカッションペーパーの発行及び配布に必要な経費は、経済経営研究所の経費をもって支弁する。

2 ディスカッションペーパー1点につき、7万円を上限として、実費を支弁する。

(公開)

第8条 ディスカッションペーパーは、原則ウェブ上で公開するものとする。

(著作権)

第9条 ディスカッションペーパーに記載される論文の著作権は、国立大学法人滋賀大学(以下「本学」という。)に属し、本学によるこの著作権の行使について、執筆者は異議を申し立てないものとする。

(管理運営)

第10条 ディスカッションペーパーの管理運営は、国立大学法人滋賀大学固定資産管理細則(平成16年4月1日制定)に基づき取扱うものとする。

附 則

1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 滋賀大学経済学部附属リスク研究センターディスカッションペーパー発行内規は、廃止する。

英文校閲費支弁の基準に関する合意事項

1. 英文校閲費の支弁を受けるディスカッションペーパーは、発行内規第8条に基づきウェブ上で公開することを条件とする。但し、学術雑誌等の投稿規定によりディスカッションペーパーの公開を認めていない場合、掲載確定後にウェブで非公開に変更することは妨げない。
2. ウェブ上での公開に関する合意事項は、以下のとおりとする。
 - (1) ディスカッションペーパーは、経済経営研究所ホームページにて公開する。
 - (2) ディスカッションペーパーは、経済経営研究所が管理する情報を基に RePEc によっても公開される。
3. ディスカッションペーパー1点につき、7万円を上限として、実費を支弁する。
但し、支弁される対象者は、滋賀大学経済経営研究所ディスカッションペーパー発行内規第5条第1号に規定する者とする。
4. 執筆者は、同年度内に複数回の申請をすることができる。
5. 既にディスカッションペーパーとして発行している論文であっても、大幅な変更のある校正を行った場合は、改訂版として公開することを条件として、再度英文校閲費の支弁の補助を申請することができる。
6. 上記の定めに関わらず、年度内の予算状況に応じて、編集委員会が支弁をしないことを妨げない。

附 則

この合意事項は、令和2年4月1日から実施する。

